

令和4年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和4年9月22日（木曜日）

議事日程第6号

令和4年9月22日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査（9月16日の総務文教常任委員会を除く。）について
- 日程第3 議案第63号から同第66号まで、陳情第7号、発議第5号及び同第6号
- 日程第4 議案第67号から同第70号まで
- 日程第5 議案第72号及び同第73号
- 日程第6 議案第71号及び所管事項調査（9月16日の総務文教常任委員会）について
- 日程第7 議案第74号から同第75号
- 日程第8 議案第52号から同第62号まで
- 日程第9 議案第76号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査（9月16日の総務文教常任委員会を除く。）について
- 日程第3 議案第63号から同第66号まで、陳情第7号、発議第5号及び同第6号
- 日程第4 議案第67号から同第70号まで
- 日程第5 議案第72号及び同第73号
- 日程第6 議案第71号及び所管事項調査（9月16日の総務文教常任委員会）について
- 日程第7 議案第74号から同第75号
- 日程第8 議案第52号から同第62号まで
- 日程第9 議案第76号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 17名

〈出席議員〉 17名

1番	利根川	正君	3番	横山	人美君
4番	新保峰	孝君	5番	松尾	徹郎君
6番	伊藤	麗君	7番	田原	洋子君
8番	渡辺	栄一君	9番	加藤	康太郎君
10番	東野	恭行君	11番	保坂	悟君
12番	田中	立一君	13番	和泉	克彦君
14番	宮島	宏君	15番	中村	実君
16番	近藤	新二君	17番	古畑	浩一君
18番	田原	実君			

〈欠席議員〉 1名

2番 阿部 裕和君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	渡辺	孝志君	市民部長	小林	正広君
産業部長	大嶋	利幸君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	磯貝	恭子君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計管理者			ガス水道局長	樋口	昭人君
会計課長兼務	嵐口	守君	教育長	靄本	修一君
消防長	竹田	健一君	教育委員会こども課長	嶋田	猛君
教育次長	磯野	豊君	教育委員会生涯学習課長		
教育委員会こども教育課長	小野	聡君	中央公民館長兼務	穂苅	真君
教育委員会文化振興課長			市民図書館長兼務		
歴史民俗資料館長兼務	山本	喜八郎君	監査委員事務局長	山川	直樹君
長者ヶ原考古館長兼務					
市民会館長兼務					

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 松 村 伸 一 君
係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、阿部裕和議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番、伊藤 麗議員、15番、中村 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

昨日9月21日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告いたします。

まず、本日提出されました追加議案について、ご説明いたします。

議案第76号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）につきましては、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくことにしております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教並びに建設産業の各常任委員長から休会中の所管事務調査について、その経過を報告したい旨の申出があります。本日の日程事項とすることとしております。

次に、議員発議につきましては、また、総務文教常任委員会に付託となっておりました陳情第7号が採択されたことから、私立高校の公費（私学助成）の増額を求める意見書が、それぞれ発議第5号及び第6号として所定の手続を経て提出されております。これらを本日の日程事項として、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことについて、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。委員外議員の発言の取扱いについては、行政からの休

懇中の報告事項に対し、委員の質疑終了後、委員外議員が意見を述べることは、前例に倣い、これを許可することとして確認しております。

また、議長の侮辱的発言の取扱いについては、会議外での議論において見解の相違から発した言葉ではあるものの、公人としての発言にはふさわしくないことから、嚴重注意とすることとしております。

このほか議員派遣についてですが、各種研修会では、1点目が糸魚川市議会議員研修会で、10月18日、火曜日に計画しております。2点目は新潟県市議会議員研修会は、11月4日、金曜日に開催されます。3点目は上越3市議会議員合同研修会で、11月18日、金曜日に上越市が当番市として開催されるものであります。

次に、他市町村との連絡協議会では、1点目、小谷・白馬村との連絡協議会は、11月11日、金曜日、白馬村が当番で開催されます。2点目、朝日町との連絡協議会ではありますが、11月14日、月曜日に糸魚川市が当番市で進めるつもりであり、これら各種研修会が3件と他市町村との連絡協議会が2件、合計5件について本日の日程事項とし、議長発議で進めることで委員会の意見の一致を見ております。

最後に、宗教団体世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関わりについて、調査票の提出状況につきましては、期限までに全議員から提出があり、（1）関係は持ったことはない。（2）関係を持ったことがあるの設問に対して、全て1番、関係を持ったことはないとの回答でありました。

調査結果につきましては、10月25日号の議会だよりに掲載することとしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査（9月16日の総務文教常任委員会を除く。）について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び建設産業常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、9月9日及び9月16日に所管事項調査を行っておりますが、このうち9月9日に実施した駅北子育て支援施設の検討状況についてと、令和2年度事務報告書の記載誤りについての調査の主な内容と結果について、ご報告いたします。

まず、駅北子育て支援施設の検討状況については、委員より、この子育て支援施設についていろいろな議員の質問を聞いていると、市民限定みたいな受け止め方をする。近隣市や近県の交流の場みたいなイメージが伝わってこない。富山県の方、長野県の方、または県内の方にも糸魚川に足を運んでもらい、そこで遊んでヒスイを拾ってもらおうとか、フォッサマグナミュージアムで遊んでもらおうとか、3つぐらいの回るところの一つになってほしいという思いがある。市外の方に向けた施設機能など、そういう発想は今の段階ではないかという質疑に対し、担当課より、検討している施設について、市民の方に限定とは考えていない。市外の方でもご利用いただくことは可能と考えていると答弁がありました。

委員より、結局何を造るのか、市民の皆さんがあまりにも分かっていない。使える世代が限定されている。一番の目的は、商店街に人を住ませること、空洞化が始まって、高齢者しか残らない。もう子供の声聞こえない。毎朝通っている姿なんかあり得ない。わざわざ来たって1回や2回、珍しいから来るわけで、その後は来ない。続けるためには、それだけのものを造っていくか、運営主体をしっかりしないと難しい。それより支援センターの上に若者向けアパートなどを造って、若い人を増やすことのほうが、より効果的ではないか。子供たち、大人たち、誰でも使えるようにする。今、子育て支援で反対はしにくいのが、内容はもっと煮詰め、効果的に造るべきとの意見に対し、担当課より、実際に計画を進めていく中で、しっかりと市民の皆さんから愛される、利用されるような施設になるように努めていきたいと答弁がありました。

委員より、せっかく造るのであれば、糸魚川のシンボリックな、そういう施設になるよう魅力ある要素をふんだんに取り入れてほしいという意見に対し、担当課より、屋内の遊び場といった子育て世帯の皆様から要望の高い部分については、これまで市内にそういった施設がなかったという声をいただいている。整備するからには、利便性の高い施設にしていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、一時預かり保育は行われるのか。また、この施設は障害を持った子供も対象になるのか。子育て支援となれば健全者だけではない、いろいろな視点で子育て支援をするにはどういった建物の構造がいいのか検討していただきたいとの質疑に対し、担当課より、今後の検討として進めていきたいと答弁がありました。

委員より、3巡目の子育ての意見交換会に出たが、お母さん方の集まりで子育てに対する考え方、

それぞれに偏りがあると感じた。もう少し広く糸魚川市全体の子育て世帯の方に、この施設をどう思うか、どんな施設になってほしいのか、最初の計画から何年かたち、子育て世帯の考え方も違うと思うので、一部の方に偏らず、広く意見を求めていただきたいという意見に対し、担当課より、これまで子育て世帯の皆さんから何回かご意見はお聞きしている。思いは一緒のようで異なることもあると思っているが、そういった皆さんが集まる居場所をつくってあげることが、今一番大事ではないかと思っている。そこに集まってくることで、自分自身の悩みをほかのお母さんや保育士に相談することで解決できたり、そういう居場所が今必要だと思っている。今後も皆さんの意見を聴きながら進めていきたいと思っている。

また、委員より、施設のソフト面を考えるとときに子育ての専門性の高い方々に集まって、参画していただきたい。強く要望するという意見がありました。

なお、駅北子育て支援施設の所管の委員会について、委員で意見を交わしましたが、当委員会の方針といたしましては、特別委員会の設置という方針で意見がまとまりましたことを、ここで報告させていただきます。

次に、令和2年度事務報告書の記載誤りについては、担当課より、令和3年11月16日開催の総務文教常任委員会において、事務報告書の記載誤りを確認した日付について、答弁を令和3年9月6日と誤ったのは、他課職員の誤りによるものではなく、こども教育課が十分に確認をせず、委員会で報告したもので、それにもかかわらず同委員会で教育委員会は、他課職員から訂正の報告があったとの説明を行ったため他課職員の誤りと受け止められること、また、そういった中で委員会で調査が行われたことから、改めて経過と一部訂正の説明がありました。

主な内容としては、11月16日の委員会への報告については、他課職員は指摘した日を8月中旬と回答しましたが、同委員会への提出資料は9月上旬と記載していたことから、担当指導主事が自身の把握した日を他課職員に確認し、自ら設定した教育相談員との面談の日について確認を行わず、委員会に報告したと説明がありました。他課職員が、事務報告書を提示して指摘した日は8月18日であり、委員会に報告した9月8日は、こども教育課所属の教育相談員からの指摘により、集計表を確認した担当指導主事が誤りを確認した日であり、またその際に、他課職員から決算審査までに訂正するよう助言を受けていましたが、決算審査終了後も訂正後の教育相談件数が提出されないことから、他課職員が、こども教育課こども教育課長及び教育次長へ依頼し、事務報告書の訂正と報告に至ったと説明がありました。

委員より、やはり議会には、うそがないように報告しないとイケない。訂正してくれた職員はありがたいと思う。正すべきところは正すということで、しっかりやっていただきたい。また、この正した職員に対して、教育委員会や市がパワハラなどを行っていることはないかという質疑に対し、市及び教育委員会から、指摘した職員に対してパワハラ等の行為はないと認識している。今回は日付の誤りということで説明したが、それも重要だが、決算審査の際にしっかりと数字を示さないまま進めてしまったことが一番の問題だと思っている。教育委員会のほうでしっかりチェックすべきだったということで、改めておわびしたいとの答弁があり、これを受けて委員から、間違いを指摘したり何か物事を言った人がパワハラを受けるようなことがあれば、ただでは済まない。しっかりと対応するようお願いしたいと意見がありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、9月12日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、大糸線の現状と観光活用について、駅北子育て支援施設の検討状況について、下水道使用料の改定についての3項目であります。

大糸線の現状と観光活用については、冒頭、米田市長より、全国各地のローカル鉄道を取り巻く厳しい状況が注目され、私たちの地域や大糸線も新たな局面を迎えたと強い危機感を抱いている。この大きな課題に対処していくには、糸魚川市という一自治体だけの対応では困難なため、新潟、長野両県、糸魚川市から松本市までの沿線の住民、各種団体等と課題を共有し、連携して取り組むことが必要であり、議会からの力添えも欠かすことのできないものとする。現在、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の振興部会において、利用促進策の検討が開始された。持続可能な路線となるよう沿線地域と一体となって取り組んでまいりますので、委員からの理解と協力をお願いすると説明があり、質疑が交わされております。

委員より、糸魚川ならではの観光資源を生かした体験メニューをつくり、インバウンド向けの戦略を早急に立てるべきではとの質疑に対し、市長より、JR西日本の経営の悪化とそれを指摘する国土交通省という形の中で、短期決戦的な対応が必要と考える。北アルプス日本海広域観光連携会議の6つの自治体で、しっかりと誘客につなげていきたい。大糸線沿線の特色を示すということでは、自然や文化が違うインバウンドをターゲットとして力を入れていくことになるのではないかと答弁がありました。

委員より、新聞報道で糸魚川市は大糸線存続に向けての活動があまりされてないように書かれて

いたが、市長はどのように捉えたのかとの質疑に対し、市長より、しっかり取り組んできたつもりではあるが、その成果が見えていないということを指摘されているんだろうと思う。これは、市だけでなくJRがどう対応していくのかも問われるところだ。赤字のところを全てなくしなさいというような話ではなく、必要のある路線は赤字であっても残さなくちゃいけないということをJR西日本にも申し上げる中で、地元の誘客活動もさらに踏み込んだ形で大糸線の取扱いをしていただくよう、JR西日本には働きかけていきたいと答弁がありました。

委員より、コロナ禍が終わったら観光客がかなり見込めると感じている。そこで、観光客の視点から考えてみたときに、例えば日本一ゆっくりな車両だということも何か訴える一つになるのではないか。観光客目当てのキャッチフレーズを考えているかとの質疑に対し、担当課より、日本一丸々とか、そういうキャッチーな取組と併せて、市外の方を呼ぶとか市民の方のご利用というところを市内の関係各課で連携して取り組んでいくと答弁がありました。

そのほか委員より、JR西日本との協議について、イベント列車の運行について、駅から周辺集落への二次交通について、沿線の観光宿泊施設の状況について、リゾート列車の運行や新潟、長野両県を周遊する旅行商品について質疑が交わされていますが、詳細は割愛いたします。

次に、駅北子育て支援施設の検討状況については、担当課より、地域商工団体、関係団体の皆様と3巡目の懇談を実施した状況の説明といただいた意見の紹介がありましたので、ご報告します。

懇談会では、8月の建設産業常任委員会で示した資料を用いて、子育て支援施設関連機能の拡充や公共的機能や商業的機能に対する市の考え方を説明した。いただいた主なご意見を子育て支援機能、公共的機能、商業的機能、施設運営の4つに分けて説明すると、子育て支援機能については、屋内遊戯場が利用者の入場管理を適切に行い、安全に安心して体を動かすことのできる場であってほしい。一時預かり保育の夜間利用は少ないと思われるが、急な一時預かりと土日等の対応は検討してほしい。公共的機能については、図書コーナーは新聞や雑誌が読めたり、本を通じた企画等を行うことで市民が入りやすい施設になる。相馬御風関連ギャラリーは、御風宅など既存施設への案内を強化してもらいたい。商業的機能については、民間事業者の出店の厳しさは理解できるが、将来的には周辺へ出店したくなるようなにぎわいづくりにつながることを期待する。地元では、ミニコンビニを望んでおり、アンケートでも希望の第一番となっていることを理解してもらいたい。施設の運営面に関しては、運営のみならず企画の段階においても地元の意見が反映できるような進め方をしてほしいなど、以上、いただいた様々な意見を踏まえまして、施設機能や規模を定めた基本計画の素案を作成した段階で、改めて説明いたしますとのことでした。

この説明に対して委員より、3巡目懇談会を一通り終わり、これらの意見を踏まえてRIAでの基本計画はいつできるかとの質疑に対して、担当課より、一般質問でも基本計画の策定の前の段階で素案を作成して、改めて説明するという事で道筋を説明させていただいた。極力早くつくりたいと考えているが、日時についてはいついつまでにと決められないが、スピード感を持って取り組みたいと答弁がありました。

委員より、平面図のイメージの内容が変わり得ることが今後あるのかとの質疑に対して、担当課より、非常に多くの皆様から、図書機能、図書コーナー設置の声をいただいている。あわせて、御風さんの関連とかそういうところもあるので、図書館やほかの機能と両立するとすればどうなるか、複数案検討してお示ししていく道筋を考えていると答弁がありました。

次に、下水道使用料の改定については、昨年度改定を1年間見送ることとし、7月の建設産業常任委員会で改めて使用料の改定の必要性や方針について説明したが、今回は1年間の社会情勢や経済状況の変化を踏まえ、再度収支計算の見直しを行い、検討していたものを説明したいとの行政の要請を受けて、所管事項調査を行ったものです。

担当課からは、物価高騰等に伴う費用増加が見込まれるものの、人件費の削減や建設改良事業の実施年度の見直し等により、維持管理費全体で増加を抑えるので、去年説明した方針案のままで令和5年度から5年間、使用料の改定を行いたいと説明がありました。

委員より、公共下水道と浄化槽の使用料の単価の違いについて質疑があり、担当課より、市の方針としては、いずれ使用料を一本化したい。10年ぐらいかけて少しずつ差を詰めていきたいと答弁がありました。

委員より、5年よりその先、料金は上がっていく一方なのかとの質疑に対して、担当課より、令和19年頃までは同様の改定をしていく必要があると思うが、水道料金やガス料金の値上げもあり、住民の負担が大きくなっているため十分配慮していきたいと答弁がありました。

そのほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第63号から同第66号まで、陳情第7号、発議第5号及び同第6号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第63号から同第66号まで、陳情第7号、発議第5号及び同第6号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第5号及び同第6号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で当委員会に付託となりました関係部分については、9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果についてはお手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であり、陳情第7号は採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第63号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、育児休暇の回数が増えたり、期間が伸びた場合に、職場の対応としてバックアップというか現状を今の職員でカバーしていくのか、今回の改正によって何か手だてはあるのかとの質疑に対し、担当課より、育児休業については、女性の場合は取得できる体制になっているが、なかなか男性が取得しにくい雰囲気など、そういう状況があると感じている。今後は男性が育児に参加することが重要だという部分を周知した上で、職場の体制を整えていきたいと答弁がありました。

議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、担当課より、具体的には現行の懲役刑と禁固刑を一本化して、拘禁刑とするものであると説明があり、委員より、なぜ今頃一本化しなくてはいけなかったのかとの質疑に対し、担当課より、この法律の改正の趣旨は、今後、懲罰的な意味合いよりも社会復帰などの更生のほうに力を入れるという点が1点、また、現在、禁固刑については労務作業が課せられていないが、そのほとんどの受刑者が作業を志願している実態にあるということで、何ら懲役刑と変わらないような状態になっている背景がもう一点あり、これらの状況から一本化するということであると答弁がありました。

議案第65号、糸魚川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、特に質疑はなく、原案のとおり可決されました。

議案第66号、糸魚川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、木浦小学校が能生小学校へ統合される確認書の調印式が6月28日に行われ、このことにより木浦小学校が令和5年3月31日に閉校となるため、学校設置条例より木浦小学校を削除する条例改正を行いたいと説明があり、委員より、統合されていくのも致し方ないと思うが、閉校になった学校がその後の利用でいろいろな地域で困っている問題として上がってくるのが、木浦小学校については利用に何かめどがあるのかという質疑に対し、担当課より、地域の自治会や支援連絡協議会、また関係者住民の方々としっかりと協議を行い、今後、利活用について進めていきたいと答弁がありました。

委員より、今の市が取り組んでいるやり方は、人数が減って、地域住民から声が上がって、統廃合、統合というのがセオリーになっている。前から言っているが、魅力化づくりをすることによって、新しい人を取り入れていく第二の故郷にしてみらうという考え方と、意識を持ってその学校に通っているのだというぐらいの保護者との協力体制、また地域の支援体制、そういうことを考える時期に来ていると思うが、今後の考え方、方向性について伺いたいとの質疑に対し、轟本教育長より、その地域の地理的な条件、環境、集まっている人たちにとって、地域、その地区、総ぐるみの

学びの中心が園や学校であると思っている。地域と共に歩む学校づくりという部分が進んでおり、学校の運営について地域の人たちが参画し、どんな学校をつくろうか、どんな人たちがそのプランニングをしようかという意見を積極的に入れるようなコミュニティスクールが既に始まっている。随分大きな方向転換がされているので、その辺の部分は教育委員会も学校や地域にもっと寄り添い、応援体制を組んでいく方向を軸にして進めていきたいと答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

続きまして、陳情であります。

陳情第7号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情ですが、異議なく採択されております。

陳情第7号は、国及び県に対し、意見書の提出を含意としていることから、発議第5号及び発議第6号を提出します。

これより発議文を読み、提案理由といたします。

発議第5号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

今日、全国で約3割の高校生が私立高校で学んでいます。私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から、私立高校生に対する国の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無償化が始まりました。これにより、私立高校生の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。しかし、私立高校において大きな割合を占める、世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設設備費を含めた初年度納入金が全国平均で約63万円残ったままです。公立高校では世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても同じ基準の制度で授業料無償化を図る必要があります。

また、私立高校に対する公費は、現在も公立高校の2分の1以下にとどまっています。

憲法及び教育基本法は、「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっています。政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分ご理解いただき、就学支援金制度と私学助成の拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

続きまして、発議第6号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

新潟県におかれましては、日頃から私学の振興と発展にご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から、私立高校生に対する国の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無償化が始まりました。これにより、私立高校生の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。しかし、私立高校において大きな割合を占める、世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設設備費等を含めた初年度納入金が新潟県平均で約47万円残ったままです。公立高校では世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても同じ基準の制度で授

業料無償化を図る必要があります。

国の就学支援金制度がまだ十分ではないことから、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分ご理解いただき、学費軽減制度と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、新潟県知事です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号及び同第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号及び同第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号、糸魚川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号、糸魚川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第5号及び同第6号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第5号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第6号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第7号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第4．議案第67号から同第70号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第67号から同第70号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、9月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第67号では、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、特定賃貸住宅の入居要件において、里親制度における里子についても同居親族に準ずるものとして入居できるとする条例の制定と担当課からの説明の後、委員より、特定の住宅とはどういうところかと質疑があり、担当課より、本条例においては、特定公共賃貸、市単独住宅、若者向け住宅の3つのグループになっており、市内に57戸ある。内訳として、田伏住宅6戸、寺地住宅27戸、奴奈川住宅16戸、玉ノ木住宅2戸、梶屋敷団地6戸と説明がありました。

議案第68号では、南押上地内の現地を確認し、説明を受けた後に質疑を行っております。

委員より、道を寄贈するものと取得する市、それぞれのメリットとデメリットについて質疑があり、担当課より、市が道路を設置する場合、工事費、設計費、測量費、用地費、それぞれかかるが、その支出がなくなることが市側のメリットであり、寄贈する者は、その費用を負担することがデメリットとなる。一方、市道にすることで維持管理は市が行うことや、冬場の除雪費が市の支出となり、デメリットとなると答弁がありました。

議案第69号では、11トン級のロータリ除雪車マルチプラウ付1台の購入について、契約金額は3,729万円、落札率は93.5%で、契約の相手方は明星自動車工業株式会社、契約期間は令和4年9月22日から令和5年11月30日までとの説明があった後、委員より、納期についての確認とメンテナンス費について質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

議案第70号では、土地改良法の規定による来海沢地滑り災害における農地災害関連区画整理事業の廃止手続に必要な事業計画の概要を定めるための議決ということで、事業の概要について資料により説明があり、令和6年春からの営農再開を目指しており、議決後は地権者の同意徴収等を得て、事業計画書の報告、計画の確定という順番、手続については約3か月を要することから、事業着手は令和5年1月を予定している。現時点において、地権者からは仮同意をいただいていると担当課の説明があり、委員より、今後の土地利用者の数についてと鳥獣対策について質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号、市営土地改良事業計画の概要についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第72号及び同第73号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第72号及び同第73号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と

結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、9月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてのご報告をいたします。

議案第72号、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）については、担当課より、オンライン診療開始に伴う機器導入に関する経費であるとの説明がありました。

委員より、オンライン診療のやり方についての質疑があり、担当課より、国保診療所では往診を行っておるが、医師の移動時間ロスを削減するため看護師が診療所へ来ることが困難な患者さんのところへ行き、オンラインで診療所にいる医師と在宅の患者さんをつなぎ、診療を行う仕組みを構築する。予算議決後、準備が整い次第、始めていきたいという答弁がありました。

次に、議案第73号、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、担当課より、今回の補正は令和3年度の後期高齢者医療保険料の精算に伴う補正予算であるとの説明に対して、委員からの質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決い

たします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

〈午前10時56分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第71号及び所管事項調査（9月16日の総務文教常任委員会）について

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第71号及び所管事項調査についてを一括議題といたします。

議案第71号については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っており、所管事項調査については、9月16日に総務文教常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第71号については、9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案否決であります。

また、当日の審査の生涯学習課関係の部分において、教育委員会の答弁に一部誤りがあったことから、改めて9月16日に委員会を開催し、木浦地区公民館の解体工事について、再度調査を行いました。

審査及び調査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、議案第71号の審査について、こども課の関係部分では、委員より、未熟児養育医療給付事業が増える傾向は、糸魚川市に限ったことではなく全国的な傾向なのか。実態は把握されているのかという質疑に対し、担当課より、低出生体重児の割合は全国的に増加傾向にあると思う。これ

は不妊治療の増加や医療技術の進歩により、小さな子供が生まれた場合でも命が助かるというような状況が増えているためである。当市の場合は2,000グラム未満で産まれてきた子供や未熟児養育医療の対象になるような子供は、年によってばらつきがあり、必ずしも右肩上がりに増えているような状況ではないと答弁がありました。

次に、生涯学習課の関係部分では、9月9日、議案第71号の審査における冒頭の説明では、木浦地区公民館の解体工事について、新たに屋根全体にアスベストを含む防水シートが確認された。高所でサンプリングができなかったためだが、これが想定を上回るもので、飛散防止のため建物全体を取り囲む飛散防止フェンスの設置、重機は使わず人力による剥がし作業等が必要となり、そのための足場等の設置も必要となった。解体作業中は、落下物や工事用車両の頻繁な出入りによる危険性が想定されること、木浦小学校から解体は夏休み期間中にお願いしたいとの要望もあったため、本来であれば一旦工事を中止し、補正予算成立後に再開すべきところではあるが、解体作業を進めさせていただいたという説明に対し、委員より、夏休み中に工事をやってくれということで工事を進めるのはどうなのか。また、どこにアスベストが使われているか調査もしないで工事を始めたら、アスベストがあったから追加というような予算の計上の仕方はありなのかという質疑があり、担当課より、本来であれば補正予算をお願いした後というのは承知していたが、小学生の通学路であるということもあり、安全を優先する意味で夏休み中に工事をさせていただくため、急を要するというので予備費を充当させていただいた。しかし、予備費の充当だけでは今財源となっている公民館施設整備事業債という優良債が受けられないので、この補正予算をお願いしているところであるが、今回説明が逆になってしまい、大変申し訳なく思っていると答弁がありました。

その後の採決において、さきに申し上げましたとおり、原案否決となった後、教育委員会の答弁内容に誤りがあったことから、その再確認のため9月16日に当委員会を開催し、改めて木浦地区公民館の解体工事について調査を行いました。

まず、冒頭、米田市長より、予備費の充用を議会へ事前の報告に至らなかったことについて、議会軽視とも受け取られることについては、本当に反省をしている。関係職員にはこのことの重大さを認識させ、猛省を促したとおわびの言葉があった後、担当課より、木浦地区公民館の除去工事について、前回9月9日の総務文教常任委員会で落札率を91%と答弁したが、正確な落札率は98.7%である。本来消費税を含まない入札金額を、消費税を含まない予定価格で除するところを、誤って税込み入札額を予算額で除した率を答弁したと訂正があり、また、木浦地区公民館の新築時の請負業者について、前回の審査では、株式会社笠原建設ではないと答弁したが、正しくは同社が施工したものであったと訂正があり、これは同社に電話で確認した際に、同社の回答をそのまま報告したものだ、改めて市庁舎や能生事務所の倉庫などを調べたところ、同社が落札、施工していたことが判明した。本来であれば市が、まず関係書類を確認することが最優先だと思うが、このたびはそれができず、このような事態になったとおわびと答弁の誤りについて、訂正の説明がありました。

また、木浦地区公民館のアスベスト含有建材分析調査について、5月26日に上越環境科学センターから定性分析により26か所中、11か所から検出された旨の報告があった。この仮分析結果を参考に設計書を作成したが、この段階では予算の範囲内で施工できると所管課と設計者が協議の上、判断し、この設計書を基に入札を行い、6月23日に682万円で株式会社笠原建設と契約を

結んだ。しかし、7月1日に除去作業方法について、手壊し、足場設置が必要との説明を受け、7月8日に請負業者から概算金額が提示され、7月13日に提出された上越環境科学センターからの分析結果を基に除去作業方法の精査を行い、庁内での協議を経て、7月26日に工事作業を進めるよう指示したと、これまでの経過についても説明がありました。

委員より、議会が一番神経質になっていた工事の事前調査を怠っていた。これでは市民に520万円を追加して払うことの説明がつかない。結果論としては、調べれば公民館を建築した業者の名前もこのように出てくる。職員は忙し過ぎるのか、人員が足りないのか、それとも資質がないのか、過酷なブラックな状態で仕事をしているならば、抜本的な改革をしなければならないし、資質が足りなくて個人の責任ならば、個人を追及するような、そういう職場になってしまう。説明を聞いて、本当にびっくりしていて対応に困っているという意見に対し、井川副市長より、本来はアスベストの分析調査を確認して、その上で設計書を作成し、入札、それから工事にかかるという段取りが正しいと思っている。教育委員会は、小学校の通学路に除去施設があるということで解体の時期を優先させたが、この結果だけを見れば、市側の判断が間違っていたと感じている。市の責任は大きいものと思っているとの答弁がありました。

委員より、官製談合があつて市の職員が逮捕され、単価の漏えいがあつて、まだほかにもあるかもしれない。官製談合の件では、市長に苦言させてもらったが、市長の後援会の中に建設業者がたくさんいるからこそ、こういう工事は慎重にやらなければならないのに、どこかたがが緩んでいるのではないかという意見に対し、井川副市長より、アスベストの調査が完了していないのにもかかわらず、既決予算の中で何とかなると判断し、発注行為にまで至るということは、日程ありきで進めた結果だが、調査結果が判明するまで待つて、施工時期をずらすなり予算をしっかりと確保した上で進めるべきであったと考えていると答弁がありました。

委員より、一番よくないのが、要はアスベストがあろうがなかろうが、こういうことになることが分かっている、その会社が請け負ったのではないかと当時の担当者がいないし分からないといつても、はたから見ると、しかも98.7%の落札率も疑われる。職員が今置かれている立場が、官製談合の後だということの認識が甘いのではないか。単価漏えいの中で業界とべったりだと思われる中で、日程を急いでいたからという理屈を言われても認められるものではない。議会、議員の判断力というものが問われるような案件であるという意見に対し、担当課より、新築と解体の業者が同じということであるが、適正な入札を経て落札されており、入札自体は問題ないと思っている。当方の技師や担当者も現場へ行き、業者と協議する中で工法を変更したが、そのために増額となった金額についても、その業者を含めた3社から見積りを取り、一番安いところの金額を精査し、契約変更を行う予定である。入札や変更設計という手続のところでは、特に問題はないという認識でいると答弁があり、また、米田市長より、やはり正副議長、正副委員長に報告するところが欠けていたことと、しっかりとした調査結果を基に動かなかつたのが大きい事柄であり、委員の皆様には本当にご迷惑をおかけしたと思っていると答弁があつた後、最後に私のほうから、行政側といたしましては、適正に応札して契約したという経緯があります。そこで、追加発注に関しても、それを想定して行政の職員も仕事をしていただけないと考える。委員会審査では、既に判断も下されており、後はこの所管事項調査において間違つた行政側の答弁を正し、本会議において正しい情報を報告し、本会議の採決の参考にもしていただきたい。行政側には、今後このような事案が発

生じた際、二元代表制の一翼を担う議会にも直ちに相談していただきたいし、予備費に対する考え方も議会と共有できたらと思っている。これらをしっかり実行していただく約束と今後このようなミスが起こらないよう徹底してほしいと意見を述べさせていただき、調査を終了いたしました。

このほかにも質疑等ありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第71号については、9月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

商工観光課、青海事務所関係では、移動販売支援事業、プレミアム付商品券発行事業（新型コロナ対応）、地元消費促進事業（新型コロナ対応）、親不知ピアパーク内おさかなセンターの業務用冷凍庫の更新、シーサイドバレースキー場浴室のタイル補修工事について、担当課からの説明を受けた後、委員より、移動販売車の巡回エリアについて質疑があり、担当課より、青海地域を中心に、大野、今井等、糸魚川地域も巡回すると聞いている。青海地域は全エリアをカバーし、よりサービスの向上につながると考えていると答弁がありました。

農林水産課関係では、農業振興費、農村活性化施設管理費は、大雪により玄関屋根が崩落した木地屋の里文化センターに係る復旧工事、稲作振興事業（新型コロナ対応）は、肥料価格の上昇に伴う農家負担の軽減を図るため、化学肥料低減の取組を行う販売農家に対し、前年度から増加した肥料費の約3割を支援するもの、林業振興費、森林経営管理推進事業は、森林施業の労働安全確保のため、携帯電話等不通地域における通信システムの導入に対する補助、ジオの森整備事業は、再造林に対し、市が10%の付け足し補助を行うもの、森林公園管理費は、海谷三峽パーク、不動滝いこいの里で修繕工事を行うものであり、また、森林環境贈与税の用途について、国から活用リストが示されたことから、関係する事業、財源については、全額森林環境整備基金繰入金で、既決予算の財源変更も合わせて行いたいと担当課の説明の後、質疑を行っています。

委員より、稲作振興事業の市で肥料費の約3割支援については、国のスケジュールに合わせて手続を行うのかとの質疑に対して、担当課より、今回、JAひすいが取組実施者となって農業者を取りまとめていただくことから、申請の手続は重複しないように支援金の支払いができるような形で進めたい。取組の期間が来年5月末で、今回の予算の計上の令和4年6月から10月、令和4年11月から翌年5月までの2回の申請になるが、その辺の執行状況を見ながら予算の執行と新年度

予算での対応を考えていきたいと答弁がありました。

委員より、今回の再造林は、今までのものと何が違うのかとの質疑に対して、担当課より、再造林は市内では今ほとんどされていない。再造林すると、そこから先の育林期間にかなりのお金がかかるということで再造林が行われず、はげ山のような状況になり、それがまた災害等を引き起こすということが、全国的に大きな問題になっている。そこで、国では再造林を進める動きがあり、県もそれに呼応する形でお金のかかる再造林に対する支援制度がモデル事業としてスタートし、市も支援していくというものだと説明がありました。

建設課・青海事務所関係では、道路維持費、道路修繕事業は、市道天険親不知線、通称、親不知コミュニティロードの防護柵、公園費は、美山公園の松くい虫対策に係る経費の財源変更、住宅費の住宅・店舗リフォーム支援事業（新型コロナ対応）は、6月補正予算にて募集した住宅・店舗リフォーム補助金について予想を上回る申請があり、需要喚起の効果を着実に推進したいことから、追加したいものであると担当課の説明の後、質疑を行っています。

委員より、住宅・店舗リフォーム支援事業について、市民からは好評だが、事業者からは仕事が突然入ってきて、段取りが難しいと伺った。もし来年度もあるならば、早めの周知をお願いしたいとの意見に対して、担当課より、市もその状況を把握しており、いろいろ意見を聴きながら、次回があったときには、より使ってもらいやすい、また業者のほうも対応しやすいように実施してまいりたいと答弁がありました。

別の委員より、営業力のある大手業者が仕事をどんどん抱え込んで、個人事業者を下請にすると支援が行き届かないということになるので、そこを工夫していただけないかとの意見に対して、市長より、基本的には、直接その仕事に携わっている方たちに支援していきたいという気持ちが強いので、仮に書類の提出が面倒くさいから下請に入ったほうがよいとお考えなら、この補助事業については、なるべく簡素にし、誰でも申し込めるようにして、数多くの職人さんに行き渡っていくような方策に持っていききたいと思うと答弁がありました。

都市政策課関係では、運輸費、次世代モビリティ等実証事業の一括定額運賃タクシー実証実験事業について、費用の一部を県と市で負担したいとの説明があり、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第71号については、9月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

環境生活課関係では、担当課より、空き家等対策事業において、危険空き家を解体する所有者等に対する補助金で5件分250万円を追加したいという説明がありました。

委員より、補助金の制度の周知や浸透についての質疑があり、担当課より、昨年度は対象となる空き家が増えたことと、ホームページや空き家の相談での周知もあり、制度が浸透してきていると考えている。市で危険空き家と認定している以外に地域からの潜在的・感覚的な数もあると思うので、今後地域の皆様の理解を深めながら行政と一緒に空き家の問題に対応し、制度も検討したいという答弁がありました。

福祉事務所関係では、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は、令和4年度分の対象世帯への追加補正で1世帯10万円を給付するもので、全額国からの補助金で賄われる。低所得世帯緊急生活支援事業は、令和4年度住民税非課税世帯等に対し、1万円の市内共通商品券を支給したいもので、県の緊急生活支援事業補助金及び国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。社会福祉施設物価高騰対策事業は、市内社会福祉施設における光熱費や燃料費高騰による運営費負担の軽減を図るため、前年と比較して増額となった分の2分の1を補助するもので、対象見込みは31運営法人で、施設種別に応じた上限額を設定する。障害者自立支援諸費は、障害福祉サービスデータベースの構築に伴う事務システムの改修費用であり、補装具費支給事業は、今年度予算に増額補正したいものであるという説明がありました。

委員より、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業及び低所得世帯緊急生活支援事業の対象となる方についての質疑があり、担当課より、両方に該当する方もいるため周知に努めたい。また、通知を受け取られてからの混乱が生じないように申請書の色を変えるなど、分かりやすい対応に努めたいとの答弁がありました。

社会福祉施設物価高騰対策事業では、委員より、対象となる費目や支給額の上限についての質疑があり、担当課より、対象については物価高騰に連動して、介護報酬が上がるわけではないので、直接運営にかかる光熱費、車両の燃料費を対象として補助をしたい。上限額については、光熱費等の上昇分を把握するためのアンケートを基に設定している。事業所によっては上限額を超えるところもあると思うが、上限額の範囲で補助することとしたいという答弁がありました。

健康増進課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、オミクロン株に対応したワクチン接種の実施に伴う委託料等の経費であり、対象者を12歳以上の2回接種を終了した者とし、10月上旬の接種開始に向け、準備を進めているという説明がありました。

委員より、オミクロン株ワクチンへの切替え時期や接種の進め方について質疑があり、担当課より、時期や方法については医師会と協議し、市民が混乱しないように周知したい。接種の進め方については、接種券を配付して、全額公費で受けていただく体制は変わらない。持病のある方や肥満の方などリスクの高い方へは、オミクロン株ワクチンが始まるに当たり、かかりつけ医のない方についても分かりやすいように周知をしていきたい。オミクロン株ワクチンが始まる予定があることによる4回目接種のキャンセルや接種控えへの対応、インフルエンザワクチンとの関係についての質疑があり、担当課より、いつ入荷されるか、接種予約が取れるか分からない状況で待つよりも、打てるタイミングのときに打てる接種を進めている。インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンは、予防接種の実施手引きの改正があり、同時接種が可能となったことを説明していきたいと答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

以上で、議案第71号のうち、当委員会に分割となりました部分について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

暫時休憩いたします。

〈午前11時40分 休憩〉

〈午前11時40分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

田原 実議員どうぞ。

○18番（田原 実君）

よろしくをお願いします。

今ほどは、報告ありがとうございました。

報告の中で、委員長が議会軽視になるということが委員会の中で出たということ、それからまた、米田市長からも謝罪があったということも報告の中にあっただけですけども、それで行政の委員会対応について、1点だけお聞かせいただきたいということです。

議案の審査のためには、事前に正副委員長に担当課のほうから説明をする機会があると思うんですね。それはそれで正式な打合せの会だというふうに私、理解しているんですけども、その中におきましても、今の木浦地区公民館の件については、正副委員長に説明がなったのかどうか、その点を確認だけさせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

まず、事前の説明があったかということですが、16日に委員会を開催する数日前に事前に担当課の生涯学習課の課長、そして教育次長と打合せをさせていただきました。

あと対応についてでございますが、特設委員会の中では。

〔「委員長報告だろ、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 42 分 休憩〉

〈午前 11 時 42 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

失礼します。議事進行であります。

議長ちょっと横へ。

議長、これは分割付託と言えども委員長報告ですよ。今そういう話があったのかというのは、委員会の中で行われた委員の発言じゃないですよ。委員長答えていらっしゃいましたけど、これはどういうものですか。もし駄目なもんなら委員長に発言を削除させないとまずいですよ。これは何回も言うように前例になってしまいます。これ議長のほうでしっかりとその辺の配慮お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

今ほど古畑議員よりご指摘がございました。これはあくまでも委員会における質疑ということでございますので、それ以外のものについては質問のほうを遠慮願いたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

非常に行政側の議会対応で大事な部分でありましたので、結果というよりも、そこに至るまでの経過を知りたかった、確認をしたかったということです。ありがとうございました。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第71号については、古畑議員ほか5名からお手元に配付いたしました修正動議が提出されております。

発議者の説明を求めます。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、議案第71号に対する修正動議を行います。

令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、第1条、歳入歳出総額267億2,146万6,000円から、8款土木費、7項社会教育費、3目公民館費、地区公民館施設整備事業より、施設解体費5,200万円を減額し、歳入歳出それぞれを267億1,626万6,000円としたいものであります。

これは木浦公民館の解体に伴う520万円の追加工事費であり、着工後にアスベスト含有防水シートが発見されたことによるものであります。通学路に当たることから、安全確保のため夏休み期間中に工事を終えたいと予備費から議会承認を得ずに支出したもので、今回、起債充当のため追加工事費として予算計上されましたが、既に予算執行されており、議会承認も事後報告となり、議会軽視であり、議会ルール上とても納得できないものであります。

また、積算根拠も曖昧であり、石綿含有率レベル3であり、当初予算750万円でやれると判断。680万円で笠原建設が落札したものの、追加工事が発生いたしました。アスベスト含有シートが広範囲に使用されていたのが分からなかったとしておりますが、アスベスト使用については建設した業者に聞けばよいとの質問に対して、行政側は建設業者は資料が古いため分からない。少なくとも笠原建設ではないと答弁をしております。が、この後、16日の総務文教常任委員会で調べたところ、やはり笠原建設であったと訂正しております。また、委員の質問に落札率91%であると答弁したにもかかわらず、採決後に日を改めて、16日に開かれた委員会では98.7%であったと訂正しております。

こうした行為は、議案の是非を決定する委員会において、虚偽の説明は許されるものではなく、あってはならないことであります。これは同入札に参加した業者が1,100万円で応札したことを考えれば、最初からアスベスト含有シート除去費を含めて積算せず、後に追加工事費を見込んでいたのではないかと疑われてしまう結果であると言えます。

これらのことを踏まえて糸魚川市は、官製談合事件後、再発防止と信頼回復を市議会並びに市民に誓っておりますが、その舌の根も乾かぬうちに生じた事案であり、過去の教訓が全く生かされておらず、その真意が問われるものであります。

また、担当となる生涯学習課長は、問題となった健康増進センター屋内プール設計時、確認もなしに決算印を押した人物の一人であります。繰り返される甘い積算に猛省を促すものであります。

以上、本案には同意できないものでありますが、一連の補正予算ではほかの案件を全否定するのは行政執行上、影響を及ぼす可能性が大きいことであるから、一般会計補正予算（第4号）から本案のみを減額するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これから討論が始まりますが、討論が非常に多くの方がされる予定ですので、議事の都合により、ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時50分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、議案第71号及び修正動議に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）の反対討論を行います。

木浦地区公民館の解体工事についての反対ですので、修正案については賛成であります。

木浦地区公民館解体工事の入札は、6月21日、予定価格628万円、落札額620万円、落札率98.7%で株式会社笠原建設が落札し、6月23日に契約されたということであります。

この施設は、昭和53年度（1978年度）に笠原建設が建築したとのことでありますから、築44年ということになります。かつてアスベストは吸い込むと危険ということで大きな社会問題になり、糸魚川市も市関連の施設、建物の調査をしたはずであります。その中に入っていないのかどうか分かりませんが、入札前に糸魚川市が上越環境科学センターに152万9,000円かけてアスベスト含有建材の分析調査を委託しております。その仮分析結果報告を受けて、6月21日、入札し、落札額620万円で笠原建設に決まった後、6月27日、現地打合せをし、4月1日、屋根部分にアスベストが確認されたということで、請負業者である笠原建設が580万8,000円の変更による増額の概算費用を提示し、補正第4号で520万円追加する内容となっております。

発注者の糸魚川市が屋根部分アスベスト確認をなぜしなかったのか、木浦地区公民館を建築した笠原建設が屋根部分にアスベストがあることを忘れて応札し、落札した後、アスベストを確認したということでしょうか。

議会に報告もせず、結果だけ示して了解してくださいというのでは、議会を無視していると言わ

れてもしょうがないやり方であります。このようなやり方を許せば、糸魚川市政がおかしくなると思いますので、議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）に反対し、修正案に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野議員。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

みらい創造クラブの東野恭行でございます。

議案第71号、令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれに5億8,679万円を追加する補正予算であります。

建設産業常任委員会に分割付託された2款1項9目運輸費、次世代モビリティ等実証実験では、一括定額運賃タクシー実証実験事業として155万円の予算が計上されました。こちらはタクシーの潜在的需要を掘り起こす定額制サービス、サブスクリプションの実証実験を行い、持続可能な新しいビジネスモデルの導入可能性を検証する実験で、タクシーは自由度が最も高いドア・ツー・ドアの移動を担っていることから、より多くの市民が病院や買物等を利用しやすく、公共交通としての可能性について検証する事業であります。利用額は月額1万2,000円、高齢者・障害者については月額1万円となっており、20名限定と少人数が対象の実証実験ではありますが、高齢者も障害者も安心して過ごせる糸魚川を目指し、買物難民の解消にもつながる画期的な事業であると考えます。今後は、細かな価格設定や利用回数なども踏まえ、山間地なども対象エリアとして検討を進めていただき、積極的に事業展開をしていただきたいと思います。

次に、総務文教常任委員会に分割付託された3款2項2目子育て支援費、子育て世帯緊急生活支援事業（新型コロナ対応）では、5,180万円の予算が計上されました。

物価高騰下における子育て支援世帯の経済的負担の軽減を図るために、高校生相当の年齢までの児童に対して子供1人当たり1万円分の市内共通商品券を支給するもので、対象は5,000人を見込んでいる事業です。そのほかにも新型コロナ対応に関する事業は、民営保育所等物価高騰対策事業などを予定しており、収束の見えないコロナ禍において市民の皆様にとって重要な施策であり、消費行動が先細る中、市民生活に必要な対応と考えております。

次に、総務文教常任委員会に分割付託された10款7項3目公民館費、地区公民館施設整備事業では、施設解体工事費520万円の予算が計上されました。

この予算に関しては、優良債を活用するために予算計上されたものであり、既に施工費に関しては予備費を充用することで解体費の決済は済んでおり、その決済の理由として、解体作業中は、落下物や工事車両の頻繁な出入りによって、通学中の児童に対し、危険性が想定されることから急を要するという事案であることから、市長の決裁を受ければ予備費を充用することができるというものであります。

しかし、公民館施設整備事業債という優良債を活用するために今回の補正予算に計上されたということは、不足の追加工事に対してや当初の予算見込みに対して甘いという認識はなく、事後報告であろうが議会に承認を得ようという甘さがあったということが裏づけられた事案でありました。

このことから、議員各位より議会軽視と言われるのは仕方のないことであると考えます。しかも43年前に木浦公民館を設置施工した業者に関しても、落札率に関しても誤って報告するといったミスを繰り返しました。所管する委員会の委員長としても、当時の対応を大変残念に思いました。

しかしながら、予備費を充用して急いで解体施工を実施した動機は、夏休み中に解体を終わらすことで通学する児童に危険が及ばせないための配慮であること、520万円の補正予算を計上した動機は、優良債を活用することで費用の7割を国から負担、市の財源を節約できること、委員会中の説明に誤りこそあったが、その誤りは本定例会中に全て報告されており、それらの動機は市民のためを思っただけの行動や判断であったと考えます。

そして、682万円で契約された98.7%で落札された契約は異議申立てもなく、増額となった金額520万円についても3社から見積りを取り、一番安いところの金額を精査し、契約変更を行う予定であること、これらを踏まえ、賛成したいと思いますが、今後は当初予算の設定に対する十分な検討、追加発注の際に議会への相談、これらを直ちに報告、これらを約束していただきたい。強く要望いたします。

以上で、私の賛成討論を終了します。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、木浦地区公民館解体工事費520万円の経緯と対応に問題があると思われ、反対の立場で討論を行います。

なお、減額の修正の動議には賛成であり、この動議が採択され、削除された場合の71号には賛成したいと思います。

木浦地区公民館は、昭和53年（1978年）に新築され、およそ45年経過した建物であります。建設当時はアスベストによる健康被害が社会問題となり、使用の規制もされるようになったところであり、この時期以前の建物解体工事では、アスベストについての調査を慎重に行うことが基本であると捉えなければならぬにもかかわらず、この点について対応、あるいは判断が甘かったと言わざるを得ないと思います。

今年度から、アスベストの工事をする際の事前調査結果報告が義務化されましたが、今回の工事を発注するに当たり、市ではどのような事前調査を行い、十分な調査を行ったのか、そして、どのような報告をしたのか、入札に対しての発注の算出、積算、そして入札はどのように行われたか、問題はなかったのでしょうか。当時の資料の保存、管理の把握はしていなかったのでしょうか。なぜ四、五十年前のこととはいえ、まずは建設当時の資料の有無を確認し、精査してこなかったのか

しょうか。なぜ解体工事の着工後に確認されることになったのでしょうか。なぜ当初予算のそごが発生するような予算、予定価格の算出、そして入札の執行をしたのか、昭和53年新築工事業者と今回の落札業者は同じであります、アスベスト等の建物に関する情報は持っていなかったのか等々、もろもろの疑問を抱くところでもあります。

また、議会对応においても当初の説明を誤るなど、不備がたくさんありました。昭和53年、新築時の建設業者について問われても正確に答弁できず、落札率についても当初91%と報告し、専門家から談合を疑われる98.7%と当初説明を大きく上回る非常に高いものが、後になって分かりました。さらに一切の議会説明もなく、追加工事費としての520万円の支出を予備費から充当するなど、一連の対応は議会軽視と言わざるを得ないものであります。

そもそもこの入札は、適正だったのでありましようか。そして追加工事の発注、予算の執行は適切だったのでしょうか。重要な問題の多い案件であります。

本議案71号は、コロナウイルスのワクチン接種や生活支援、肥料高騰等に対応した経済対策や事業所支援など、重要な案件も含まれておりますが、この1年、官製談合あるいは不適切な入札業務を追及してきた者としては、単純に判断の甘さ、判断ミスで片づけられないものと思います。何ら反省も見られるところでもなく、看過できるものではない。納得できるものではありません。

議案第71号について反対はこの1点であります、冒頭で述べましたように減額の修正動議については賛成をし、採択され、削除された71号には賛成をしますが、修正動議を否決された場合の71号については、以上の理由により反対をいたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

清新クラブ、宮島 宏です。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）についての賛成討論をいたします。

9月9日の総務文教常任委員会での本案についての起立採決で、私は起立することができませんでした。それは、補正予算案の中の10款教育費、7項社会教育費、3目公民館費の中にあつた木浦地区公民館の解体工事について得心がいかなかったからです。

木浦地区公民館の建物にアスベスト含有の外壁材が使われていたことは、平成21年度の工事で判明しており、アスベスト含有建材が使われていた昭和53年に建築されていることから、屋根、スレート瓦以外にもアスベストの含有建材が使用されていること、容易に想定できたはずで、今年度の5月から7月にかけて行われたアスベスト含有建材の分析を昨年度の予算編成時前に行っていれば、適切な解体工事方法で予算計上でき、今回のような工事方法の変更や、それに伴う工事費の増額はなかったはずで、

当初の方法で工事を行うことが困難となり、子供たちの通学路に面した建物であるため、夏季休業中に工事を完了したいことから工事費の増額分に予備費を充用したことは、議会の承認を必要と

するものではありません。

しかし、増額された部分に公民館施設整備費事業債を充てようする場合に、議会への報告、連絡、相談が的確になされるべきだったと思います。

9月16日に開催された総務文教常任委員会では、行政側より今回の経緯の詳細と工事の反省と陳謝がなされました。反省と陳謝の言葉を聞き、公民館施設整備事業債での充用を否定すれば、予備費を使わざるを得ず、貴重な当市のお金が失われることになることから、私は苦渋の決断として議案第71号に賛成することにしました。

議員の皆様におかれましては、大局的視点に立ち、賛成していただくことをお願いいたします。

最後になりますが、拙速は巧遅に勝る、あるいは巧遅は拙速にしかずということわざがあります。これは仕事の出来がよくても、遅いよりは出来が悪くとも早いほうがよいということわざです。

私は、行政にはこのことわざはふさわしくないと考えています。様々な行政課題に取り組む際、スピード感を持って取り組むのは大切ですが、速度超過は禁物です。心身が早く動くと視野が狭くなり、周りの状況も把握しにくくなり、人の声も聞きづらくなるからです。十分な検討や準備がされず、報・連・相不足の雑な仕事、すなわち拙速になってはなりません。行政の皆さんの英知を結集し、効率よく時間をかけて丁寧に事を進めること、すなわち巧遅も大事なことでないかと行政の皆様は、いま一度考えてみてください。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論を行います。

反対の主な項目は、10款7項3目社会教育費の公民館費で、地区公民館施設整備事業の木浦地区公民館施設解体工事520万円についてであります。

初めに、反対をする背景について、糸魚川市は、昨年、官製談合で市職員の逮捕があり、県単価漏えい等の不祥事があり、行政と建設会社との癒着について疑問視されております。また、市職員においてもコンプライアンスの欠如を指摘されてまいりました。このような背景がある中、手続の効率性を優先し、工事前の安全性の確保が欠如していることであります。市議会を無視した対応が行われたことが大きな要因であります。

以下、項目に沿って意見を述べます。

1点目は、施設内にアスベストが含まれていることが分かった時点で、議会に報告と相談がなかったことでもあります。

議会では、以前より過去の解体工事や建設工事における追加補正について、工事を始めた以上、アスベストの使用や地下に埋もれていた構造物が出てきた場合、工事を元に戻すことができないた

め、仕方なく工事費の増額を容認してきたところがあります。そのことは、議会のチェック不足として市民に映ります。だからこそ、行政に対して再三再四、工事前のチェックをしっかりと行うように促してきた経過がございます。今回の行政の取った行動は、議会をないがしろにし、議会軽視の最たるものであります。

2点目は、解体工事前のアスベストの調査が、いいかげんであったことであります。

9月16日の総務文教常任委員会の報告では、木浦公民館を建設した会社と解体工事を落札した会社と同じでありました。結果論ですが、幾ら時間経過があったとしても、木浦公民館の新築工事の発注者である行政と受注者である建設会社をしっかりと調べていれば、アスベストの使用が判明したことになります。これにより、落札会社は低い価格で落札し、後からアスベストの除却工事費を追加してもらった算段であったと思われる状況であります。

また、同じことが行政側にも言えます。そもそも議会からの注意を真面目に受け止めていれば、アスベストの使用について真剣に調査をするはずですが、しかし、そうした緊張感がみじんもなかったということは、談合が疑われます。

3点目は、工事の効率性を優先して、予備費を簡単に執行していることであります。

本来であれば専決処分や予備費の執行は、イレギュラーなことであるため何らかの形で議会に報告や相談を行うことが当然であります。知らされないことは、議会でもチェックが働かないためです。

ふだんの行政は、給食の異物混入や市職員の交通事故、報告書の記載ミスなど逐一事実関係や経過について報告をされております。それを受けて、議会は対応を検討しております。しかし、今回はそれがなく、議会を無視した手法であり、到底許されるものではありません。

4点目は、総務文教常任委員会における解体工事の落札率や木浦公民館の建設した会社の確認が、いいかげんなことであります。

昨年の官製談合と県単価漏えいにより、建設会社と行政の密接な関係が市内外から注視されている中、落札率を間違えて報告するなど緊張感がなさ過ぎます。

さらに委員からの質問で、公民館を建設した会社が落札会社と同じということがないかとの質問に、落札会社ではないと9月9日の総務文教常任委員会の席で断言をしております。しかし、改めて調査をすると、9月16日には建設したのは解体工事を落札した会社であると判明いたしました。

既に、委員会では、落札会社ではないという前提で議案第71号を採決しております。これこそ虚偽の説明によって採決を行ったこととなります。いわゆる委員会の審査妨害となります。

5点目は、過去に駅北大火後の夏に、市の消防士などが友人とバーベキューを行っていた際にぼやがありました。後から聞けば、消防本部に通報することなく、近くのポンプ小屋から勝手にポンプを出して、消火活動をしていたというものであります。

さらによくはないことは、8月の出来事を10月になって議会に報告しています。9月定例会があるにもかかわらず、議会から議会軽視として質問状を出したら、当時の副市長が議会との信頼関係が崩れたとして辞任をしております。今でも全く意味が分からない副市長の対応でありました。

初めから議会をないがしろにし、信頼のかけらもなかったのは行政側であります。今回も正確な情報を確認しないまま市議会定例会で財源変更の提案がされておりますが、アスベストについて調査を怠ったことを隠す行為として、今は受け止めております。

以上の5点の理由により、議案第71号の他の事業についての補正は問題なく賛成であります。行政が議案の修正をすることなく、本会議最終日に至っていることを考えると、行政は議会軽視を自ら証明していると思っております。市民の負託に応える意味からも、声を大にして反対いたします。

次に、昨日の議会運営委員会終了後、古畑議員より10款7項3目社会教育費の公民館費で、地区公民館施設整備事業の木浦地区公民館施設解体工事520万円について問題があるが、他の予算案は問題がないので減額修正案を提出する旨の提案をいただきました。反対理由のところで申し上げたとおり、公民館の解体費の追加520万円以外の補正予算は問題がないことから、520万円の減額修正に賛同し、発議者のところに名前を連ねたところでございます。

したがいまして、議員各位におかれましては、議会のチェック機能を否定する第71号議案について、行政に猛省を促す意味で、この修正案に賛成いただきますよう心からお願いを申し上げ、私の議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）についての反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、和泉克彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算の中の10款教育費、7項3目公民館費の11、地区公民館施設整備事業、木浦地区公民館の解体工事について、私は9月9日の総務文教常任委員会においては、工事についての十分な説明がなく、事前の報告や協議がなかったことから、反対の立場を取りました。

しかし、その後の行政側の説明と陳謝を受け、熟考した結果、賛成の立場を取らせていただきます。

今後は、市民の皆さんに誤解等を招くことのないように本工事を教訓として、議会への報告、連絡、相談について、十分配慮していただきたいと思っております。

そのほかの補正予算についても早急に進めるべき大切なものがありますので、それらの重要性を鑑みて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論します。

糸魚川市が、木浦地区公民館の解体工事の追加工事にかかる経費520万円を当初予算750万円と同じ公民館施設整備事業債を充当するとしているが、既に予備費を支出に充当し、議会の事前承認を得ずに執行していたことが判明しました。同補正予算は、ほかに生活に関わる大切な予算が盛り込まれていることから、追加解体工事費を除いた提出議案については賛成いたします。

いつの頃からとは存じませんが、糸魚川市役所はかなりリスクな市役所になってきているのではないかと思います。このことは、今月の9日と16日の生涯学習課の説明内容が、あまりにも乖離していることでも明らかであります。

昨年来からの出来事から、一般民間企業であれば倒産の憂き目に遭っていると思われ、公務員として緊張感に欠ける。風通しがよくないのか、公益通報は機能しているのか疑問が残るところであります。

糸魚川市役所には、これとは言われるような人材はいないのでしょうか。自分のお金だったらという認識がないようにも思います。民間には優れたスキルをお持ちの方がたくさんいます。度々続くようであれば、外部から係長職、課長職を募集するのもありと考えます。

今回、大義名分となっているのは、小学校児童の通学路の安全優先などから、緊急を要する工事だったとあります。私も現地に行ってみました。木浦小学校は、今年度で閉校です。校門には、芸術的なオブジェが、グラウンドには「木浦 風の子 元気な子！」の看板文字があり、校風というものが伝わってきます。閉校になる子供たち、せめて最後まで安全に過ごしてほしいですが、当初予算の不足が分かった時点で、議会に説明して進めるべきでした。全くスルーされてしまっただけでは、入札制度も議会も議員も不要となります。時代は移り変わっても、糸魚川市役所は公明正大であるべきです。

以上、議会承認を得ない執行に対して、強く反対するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

田原洋子です。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論します。

議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）には、子育て世代緊急生活支援事業、稲作振興事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業など、多くの大切な事業が含まれているため、その全てを反対するわけではありません。

ただし、事業ナンバー11、地区公民館施設整備事業の経緯が納得できないため、賛成するわけにはいきません。

よって、修正動議には賛成します。

この地区公民館整備事業は、大雪で屋根が破損した木浦公民館を解体するものです。解体工事は入札が行われ、落札業者が解体工事を始めてから屋根の全面にアスベストを使用した防水シートが使われていることが分かり、飛散防止フェンスでの囲い込み、手作業で解体を行わなければならなくなったため、当初の解体費用682万円に追加工事費として520万円が必要となり、この520万円を支出するに当たり、手続上の問題がなかったとは言えません。

9月9日の総務文教常任委員会で担当課が行った説明に、公民館建設時の業者、解体工事の入札率に誤りがあったため、再度、9月16日に開催された総務文教常任委員会では、詳しい経緯が資料として提出されました。このような資料が作れるのであれば、なぜ補正予算の審査時に正しい説明を行えなかったのか。

また、資料を見れば見るほど工事の進め方に問題があったのではないかと疑問が湧いてきます。資料を見ると、木浦公民館の新築工事は昭和53年であり、年代からしてアスベストが多く使われていたのではないかと推測できます。この段階で新築工事はどこの会社だったかを調べ、設計書などで確認すれば、建物のどこにアスベストが使われていたか事前に分かったのではないのでしょうか。

また、解体工事に当たり、アスベストが使われているか上越環境科学センターに分析調査を委託しており、26か所中11か所から検出されたという仮分析結果報告書に基づき、設計書内容を精査したのであれば、なぜ屋根部分全体に使っているかどうかをしっかりと調べなかったのでしょうか。

さらに9月16日の総務文教常任委員会では、平成21年度に耐震補強修繕工事をした際は、外壁の張り替えをしたのはアスベストの除去をしたと担当課から説明がありました。建設の履歴を調べれば、外壁に使っていたことが分かり、屋根にもアスベストが使われていたのではないかと気づくことができたのではないかと、解体までに確認するチャンスが何度かあったと考えられます。そしてアスベストが出てきても、当初の解体予算の範囲で工事ができると思っていたという説明も、認識のなさが露呈した結果と言えます。もし最初からアスベストを屋根全体に使っていることが分かっている、囲い込みや手作業での解体が必要である工事であれば、入札の価格設定も変わり、応札業者や落札業者も変わっていた可能性があります。

今回は、議会の承認を得る前に公民館近くの小学校の通学路であることから、夏休み期間中に工事を進めたいという理由で予備費を使い、工事を進めています。子供の安全を最優先することに対しては、私は反対はしません。しかし、予備費の執行権は市長にあるとはいえ、予備費は災害などの緊急時に予算を執行しなければならない場合に限られるのではないのでしょうか。

何より残念に思うのは、再発防止に対して具体的な方針が示されていないことです。この解体工事の追加工事の原因になったアスベストの確認、近隣に対する工事日程の配慮などが専門職の人手不足、アスベストに対する認識の甘さ、追加工事の手続の不手際が研修不足の理由であれば、そこを解決する必要があると思います。そして、議会は行政のチェック機能であることを忘れてはいけません。

このような市民の皆様から疑問を抱かれるようなことが二度と起きないことを要望し、私の反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）に対する古畑議員ほか、5名から提出された修正動議についてを採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

採決に当たっては、糸魚川市議会誕生以来、議会の承認なくして予算を使ってもいいのかどうかを採決する大事な場面です。誰がこれに賛成して誰が反対したのか、記名投票にてよろしくお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員から記名投票という要求がありました。

所定の賛成者がおられますので、修正動議については、記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は、表決権を持たない議長を除き16人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本修正案に賛成の議員は「白票」を、反対の議員は「青票」を点呼に応じて、順次投票願います。もう一度繰り返します。

本修正案に賛成の議員は「白い票」を、反対の議員は「青い票」を点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1 番、利根川 正議員、3 番、横山人美議員、4 番、新保峰孝議員、6 番、伊藤 麗議員、7 番、田原洋子議員、8 番、渡辺栄一議員、9 番、加藤康太郎議員、10 番、東野恭行議員、11 番、保坂 悟議員、12 番、田中 立一議員、13 番、和泉克彦議員、14 番、宮島 宏議員、15 番、中村 実議員、16 番、近藤新二議員、17 番、古畑浩一議員、18 番、田原 実議員、以上であります。

〔投 票〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、利根川 正議員、8番、渡辺栄一議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔1 番、利根川 正議員、8 番、渡辺栄一議員 立会い〕

○議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち白票6票、青票10票。

以上のおおり、賛成少数であります。

よって、本修正案は否決することに決しました。

投票用紙回収のため、暫時休憩いたします。

〈午後1時52分 休憩〉

〈午後1時54分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、議案第71号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）、原案について採決をいたします。

原案に対する総務文教常任委員会の委員長報告は否決、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会の委員長報告は可決であります。

原案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時5分といたします。

〈午後1時55分 休憩〉

〈午後2時05分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7. 議案第74号及び同第75号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第74号及び同第75号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会の9月2日に、当委員会に付託となりました本案については、9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

議案第74号、損害賠償の額の決定及び和解について、及び議案第75号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）は、提案理由が関連することから一括して審査を行いましたが、審査の過程における主な事項について報告いたします。

委員より、給食の配送ルートについて事故が起きた内容を検証し、何か見直しを行ったかという質疑に対し、担当課より、事故が発生するまでは最短ルートを通っていたが、その後、なるべく配送車の通行路が優先道路となるよう、大きい道を通るような形でルート変更して対応していると答

弁がありました。

委員より、本当に給食は大事。途中で何かあっては子供たちに届けられないことになるが、運転に専念できるような車両、給食の容器、ルートをぜひ再点検することをお願いしたいという質疑に対し、担当課より、配送は、青海地域では田沢小学校から青海中学校へ、また能生地域では給食センターから委託で配送しているが、委託の部分も含めていま一度点検させていただきたいと答弁がありました。

委員より、比較的大きい事故だったと思うが、運転者にけがはなかったのか。また配送車も大きく傷ついたと思うが、対応はどうかという質疑に対し、担当課より、配送員本人は、病院で受診したが、特にけがはなかった。車両は全損で廃車となったが、給食の配送に必要な車両であるため、昨年度、予備費で購入したと答弁がありました。

ほかにも質疑等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

失礼いたしました。

これより議案第74号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第52号から同第62号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第52号から同第62号までを一括議題といたします。

本案については休会中、決算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

利根川 正決算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

利根川委員長。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

これより、決算審査特別委員会審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました決算審査特別委員会に付託となりました案件は、議案第52号、令和3年度糸魚川市一般会計決算認定、議案第53号から同第58号までの令和3年度特別会計決算認定が6件、議案第59号から同第62号までの令和3年度事業会計決算認定4件の合計11件であります。

去る9月13日から9月16日までの4日間にわたり、議長及び議会選出の監査員を除く議員で、審査を行ってまいりました。

結果につきましては、お手元の配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な内容につきまして、ご報告いたします。

詳細につきましては報告は省略させていただきまして、要点のみを報告といたしますので、ご了承ください。

委員より、企画定住課の関係では、2款総務費、1項4目企画費43、糸魚川で暮らす働く応援プロジェクト事業に関して、就職については希望の職種とのミスマッチもあり、職があるからといって地元に残るとは限らない。糸魚川市としてインパクトのあるものを計画して、それをそれぞれの担当部署でばらばらに取り組むのではなく、人口対策本部的な部署をつくり、連携して取り組んではどうかという質疑があり、副市長より、全課を束ねて進めたいという答弁がありました。

同じく企画定住課の2款総務費、1項4目企画費47、空き家活用事業について、利活用される家はよいが、長期間生かされず、修繕等が必要となり、登録し続けられる家への対応についての質疑があり、行政として、一般社団法人空き家活用ネットワーク糸魚川と連携し、再度、所有者への働きかけと支援を考えていかなければならないと答弁がありました。

健康増進課の4款1項5目医療対策費の15、市内産婦人科確保対策事業、及び同71、市内出産支援事業について、糸魚川市の出生数が、ここ2年、続いて200人を切っているが、産婦人科医確保対策のめどは立っているのかという質疑に対して、市内には産婦人科は糸魚川総合病院のみであることから、何とかこれを確保するための対応をしていると答弁がありました。さらに産婦人科医の確保ができなかった場合の対応についても、同時に検討することについて質疑があり、妊婦の方々には、不安を与えないような対応を図り、それをなるべく早く示したいと、市長より答弁がありました。

商工観光課、7款1項3目観光費の24、観光協会支援事業について、市職員を出向させたことに関してDMOでの画期的な取組の考えはあるのかと質疑があり、担当課より、DMOの目的として旅行商品をつくることのほかに地域振興を図ることもあり、成果が出るのはしばらく時間が必要だと答弁がありました。

また、同じく観光費31、インバウンド推進事業についても、スキー場のグリーンシーズンの活用を含め、冬もスキーだけではなく、もっと楽しむ、喜んでもらえるようなアクティビティのメニューをそろえながら旅行商品をつくって営業につなげたいと思っていると、市長から答弁がありました。

こども課、3款2項3目36、保育所のICT化推進事業が実施できなかったことについて、担当課より、その主な原因についての質疑には、保護者との関係の希薄化や保育の質の維持などについて、見極めの必要性和業務効率化に向けた細かな検討が必要とあり、一旦事業を停止したが、令和4年度はICT化の推進を図るため、支援員を配置して段階的に効率化を推し進めているという答弁がありました。

最後に、今回4日間にわたる委員会ではありましたが、委員各位並び、行政担当各位より、議事進行に多大なるご協力をいただき、長時間にわたる熱心な審査の上、決算審査を終了することができましたことを副委員長とともに感謝申し上げ、お礼を申し上げます。

以上で、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第52号、令和3年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

2款総務費では、個人番号カード事業には賛成できないものであります。住基ネットに様々なシステムを接続させていくものであります。社会保障情報、税金、戸籍、旅券、医療、金融等、膨大な情報が接続されることになれば、個人情報流出の損害は甚大なものになるおそれがありますし、将来、公的な情報を民間に活用させようという思惑があることは明らかであります。メリットが少なく、莫大な費用だけがかかるものであり、行政の個人情報保護の点で疑念が拭えないものであり、反対するものであります。関連するマイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業も、

1件当たり5万円強かかっており、賛成できません。

参考までに、高齢者1人の1か月の生活保護費は7万5,000円ほどであります。

7款商工費、シーサイドバレースキー場とシャルマン火打スキー場ですが、先を見据えた取組がなされているとは言い難いと考えるものであります。合併後の新糸魚川市が平成17年(2005年)3月19日にスタートしました。2年目となる平成18年度(2006年度)ですが、管理運営事業費はシーサイドバレースキー場は1,110万円、シャルマン火打スキー場は、グリーンメッセ能生を除いて約5,000万円で、合計約6,000万円。それが16年たった令和3年度では、シーサイドバレー1億1,700万円、シャルマン1億400万円、2つのスキー場を合わせて約2億2,100万円になっております。16年前の合併直後は2つのスキー場の事業費が6,000万円、16年後、令和3年度(2021年度)には、運営事業費が2億2,000万円、4倍近くになっているということでもあります。

地球温暖化の中、スキー場は年々営業が難しくなっていくことが分かっていることでもあります。今後、温暖化が進むにつれ、採算の合う営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくことははっきりしております。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定める必要があると思いますが、いつまでもたっても対策が出てきません。地域活性化は、自分たちで知恵を出し、汗をかき、金も出さなければうまくいかないのははっきりしておりますし、金を出しても事業の先見性がなければ失敗します。補助金の切れ目が、事業の切れ目となるのが普通です。自治体として、抜本的対策を講じていくべきではないかと言いつけてきましたけれども、米田市政にそのような積極的姿勢があるとは思えません。

権現荘の関係では、自治体が旅館を持つような時代ではないという認識がないのではないかと。指定管理料以前の問題として、市が宿泊施設権現荘に年間2,500万円も支出していても何とも思わない感覚が問題だと思います。

以上の理由から、本案に反対するものであります。

○議長(松尾徹郎君)

次に、加藤康太郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾徹郎君)

加藤議員。〔9番 加藤康太郎君登壇〕

○9番(加藤康太郎君)

みらい創造クラブの加藤康太郎です。

議案第52号、令和3年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場を明らかにし、討論させていただきます。

令和2年12月8日、閣議決定された令和3年度予算編成の基本方針、並びに令和3年度1月18日に閣議決定された令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を受け、本市において、令和3年度は安心・安全をキーワードに、安全・安心な暮らしを実現するまちづくり、経済活動の再生、人口減少社会に対応したまちづくりの3つの柱となる重点施策を掲げ、優先度により事業の取捨選択を行い、抜本的見直しを図りました。

また、当初予算後、コロナ禍に対応する切れ目のない支援策として、主なものとして新型コロナウイルス感染症対応のための住民税非課税世帯等臨時特別支援事業で1月に5億700万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金で2月に5億8,330万円など、15回の一般会計補正予算を編成し、当該年度の一般会計の最終予算総額は、結果として303億5,936万9,000円となり、令和2年度からの繰越し分を含めると320億7,077万9,000円の予算規模となりました。

令和3年度一般会計歳入決算額は303億6,903万2,885円で、歳出決算額は281億6,679万2,210円で、コロナ禍ではありましたが、予算現額に対する執行率は87.8%であり、各施策事業は第2次総合計画実施計画に沿って実施され、令和3年度決算に基づく4つの財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、いずれも収支は黒字であり、実質公債費比率は0.5%減の11.1%、将来負担比率は11.3%減の72.3%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政健全化を図りながら、予算は適正に執行されたと考えております。

なお、令和2年度から繰り越した青海総合福祉会館改修事業、観光施設管理運営事業、融雪施設整備事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による部材の納品の遅れによる令和3年度内に事業が完了しなかった事故繰越しであります。今後も燃料資源価格の高騰、円安による輸入コストの増加、資材の調達困難などが懸念されます。世界情勢等を的確に見据えた中で、事故繰越しとしないよう確実な予算執行をいただくことを指摘いたします。

次に、主要施策の郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり、子育て支援、教育分野においては、不妊症、不育症の治療助成を8万円から10万円へ拡充し、42件の助成がありました妊娠アシスト事業、妊娠届け時に市内共通商品券5万円分を170人に贈呈した妊娠お祝い事業、妊産婦健診費用助成2,239件、医療費助成1,022件、産前産後ヘルパー派遣などの妊産婦支援事業、子供の誕生お祝いとして市内共通商品券を5万円に拡充し、182件贈呈した子ども誕生お祝い事業、病気療養中及び病気の回復期の児童保育による就労等における保護者の負担軽減となる、延べ人数506人が利用した病児保育事業、高校卒業までを対象とした医療費の自己負担分から一部負担金を控除した額を5万1,389件助成した子ども医療費助成事業、また、小中学校のICT環境整備の推進、ICT環境整備の要となる支援員を4人配置した学校ICT環境推進事業9,008万3,000円など、コロナ禍において子育てに不安が募る状況に新型コロナ対応として拡充を図り、安心して子育て、教育ができる環境を整えてきたことを高く評価いたします。

また、今後、人口減少対策となる有益は子育て支援事業、市内の3校の高校魅力化支援となる高校を核とした地域人材育成事業を含め、さらなる拡充が図れることを期待し、賛意を表します。

続いて、主要施策のにぎわいと活力のあるまちづくり、産業分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び、さらに収束に向けた先行きが見通せない中、飲食店をはじめとする多くの企業・産業が疲弊しており、市民の消費意欲も冷え込み、価値観、ライフスタイル、行動様式の変化に合わせた対応策も図らなければならない状況において、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金2億9,411万2,000円、中小企業向け資金貸付事業1億5,900万7,000円、事業継続給付金1億3,411万8,000円、プレミアム付商品券発行事業1億946万9,000円、糸魚川元気応援券発行事業3,280万9,000円、今すぐU t a g e（宴）キャ

ンペーン事業 1,150 万円、また、ICT 等を活用した多様な働き方ができるテレワーク推進事業 1,124 万 3,000 円、地方への新しい流れを創出するサテライトオフィス整備事業 8,346 万 2,000 円など、切れ目のない支援策事業が呼び水となり、市内地域経済の循環、活性化及び事業継続に大きく寄与したと考えます。判断をちゅうちょせず、迅速に行われたこれらの事業を高く評価し、賛意を表します。

また、要援護世帯に対し、高騰している灯油代の一部、一律 5,000 円を助成するための要援護世帯灯油代等助成事業 1,394 万 8,000 円のように、今後も燃料資源価格のさらなる高騰、円安による輸入コストの増加による市民生活に与える影響を注視し、国の物価高騰対策とともに地方創生臨時交付金等を活用した施策を市民の暮らし、市民の生命を守るため、同じくちゅうちょなく迅速に断行していただくことを期待します。

その他諸事業に対しましても適正なもの判断し、議案第 52 号、令和 3 年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17 番 古畑浩一君登壇〕

○17 番（古畑浩一君）

議案第 52 号、令和 3 年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対の立場での討論を行います。

2 款総務費、1 項 3 目財産管理費、庁内整備事業トイレ改修工事では、新潟県警よりの情報により、入札を取りやめた経緯があり、官製談合の疑いによるものとのことですが、犯罪が立証される前の捜査情報により、入札行為が中止になったことは、明らかに行政執行への介入であり、越権行為であると言えます。行政からは、県警介入の詳細情報がなく、いまだ謎のままです。速やかに真相を明らかにすべきと考えます。

2 款総務費、1 項 4 目企画費、41、人材確保対策事業、43、糸魚川で暮らす働く応援プロジェクト事業、45、UI ターン支援事業、46、大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業、空き家活用事業、3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目子育て支援費、3、子ども誕生祝い事業、6、子ども・子育て支援事業計画推進事業、11、子育て支援センター運営事業、71、子ども誕生祝い事業、76、子育て世帯生活支援特別給付金事業、23、休日お助け保育事業、3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目母子衛生費、11、妊娠アシスト事業、13、妊産婦支援事業、71、妊娠祝い事業など、多くの事業推進をしておりますが、人口の 4 万人割れ、高齢化率の 4 割超え、出生率 200 人割れなど、少子高齢化対策、人口対策は急務であり、これまで以上に至急なる対策が必要です。

また、あらゆる産業で担い手不足が大きな問題となり、都市発展の大いなる課題でもあります。人口対策の重要性と連動性をアピールすべく総合的プランを策定し、市民のご理解とご協力を仰ぐべきであり、抜本的・総合的にもっともっと力を入れるべきであります。

10 款教育費、2 目生涯学習推進費、11、成人式事業、成人年齢が 18 歳となり、従来の成人

式を二十歳の集いとして実施しておりますが、成人式の本来の意味は、大人の仲間入りを祝う行事であり、権利・義務とも大きく変わっていきます。18歳成人の意味を考え、新たな成人式を模索していくべきだと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目医療対策費、15、市内産婦人科確保対策事業、71、市内出産支援事業では、行政の説明と病院側の受入れ体制に大きな差異が生じております。本年度末に産婦人科医が、医師不足、働き方改革などにより確保できず、妊産婦をはじめ大きな不安が生じているにもかかわらず、必要な措置・告知をしておらず、出産前後の対応、婦人病などに対する対応など、事業を推進する上で基盤となる医師確保ができておらず、市民の安心・安全を守り、人口対策の重要施策、人材が確保できないという点から、本案につきましては反対。早急なる対応を望むものであります。

7款商工費、1、商工費、3目観光費、柵口温泉権現荘管理運営事業2、491万円では、施設修繕工事として854万円、施設修繕料481万円、備品購入費635万円、冷蔵庫やテレビの入替え費も含まれ、また、固定資産税や償還金など大型の支出は減免、いわゆる無料となっております。さらに、コロナによる減収分の補填までされているにもかかわらず、赤字経営となっております。

その赤字は、株式会社能生町観光物産センターマリンドリームより支出されております。そのマリンドリームの50%の株主は糸魚川市で、前社長は米田市長であります。そして、現副市長は同社の役員となっております。現社長も、そしてセンター長も元市の職員で、米田市長が任命しております。市直営のときには支配人のずさんな経営状況が露呈され、刑事告発され、議会の要望もあり、指定管理に移行するが、4億円のリニューアル工事の後、突如の特命随意契約で株式会社能生町観光物産センターに決まっております。

総務省でも、公営企業や第三セクター等の抜本的改革の推進に取り組んでおり、当市において不透明な会計や人事の見直しを図るべきであり、経営健全化の努力が全くしていないと言えます。

指定管理料の算定基準においては、指定管理制度導入、運用に関わるガイドラインを別に定め、食事の提供及び宿泊の提供など、民間事業者が行っている事業については、指定管理者が収受する利用料金のみで賄う利用料金制やテナント制として、事業者の裁量で運営することを基本に、設置条例の見直しも含めて指定管理義務の明確化を図るべきではないでしょうか。

また、第三セクターについては、市は出資者として出資等の額に応じた責任を負うべきものであり、市の職員等が経営者である役員等に就任している場合は、経営が悪化した場合、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性があります。

したがって、第三セクターについて報告を受けた場合、市議会がその内容を調査検討し、健全な法人経営に向けた計画的な取組と自立化に監視・監督していくべきであると強く申し上げます。

るる申し上げましたが、以上をもちまして本案に反対するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第52号、令和3年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で款ごとに評価や意見を述べて、討論を行います。

2款総務費では、広報広聴費5,577万円は、LINEによる自治体SNSの導入により、道路通報やAI救急相談アプリなど市民の利便性が向上されております。

チーム糸魚川の事業の37万円は、SDGsの普及促進を行っております。

デジタル活用推進事業39万円は、スマートフォンの初心者向け講座であり、ニーズに合った取組と思います。ただ、当初24回の予定が12回と半分の実施でした。コロナ禍のためと思いますが、積極的な開催を求めておきます。

ドライブレコーダー設置促進事業663万円は、令和2年度に続き2年目の実施で、当初予算500万円のところ163万円を増額し、663万円の執行となりました。設置者は、警察の要請があれば動画を提供する約束になっているため、事件や事故の証拠動画となり得る画期的な取組と評価しております。

3款民生費では、子ども誕生お祝い事業437万円は、新型コロナ対応分の462万円を加えて、1人当たり5万円の商品券としたものです。市民本位の対応と思っております。

4款衛生費では、妊娠アシスト事業341万円は、不妊症、不育症の治療費助成限度額を8万円から10万円に拡充し、予算どおりの執行であり、妊産婦支援事業2,282万円は、産前産後ヘルパー派遣、健診費用や医療費の助成もほぼ予算どおりの執行となっております。

子ども・妊婦インフルエンザ予防接種事業703万円は、1回当たり半額助成するもので、特に受験生や妊婦の感染予防となり、コロナ禍における医療機関の混乱回避にも役立っております。

医療人材確保対策事業9,835万円は、当初予算の7,752万円より増額しており、ニーズの高さを感じております。医療技術者修学資金貸与金に薬剤師を新たに加え、市民ニーズに応じております。医師不足の中、医師の新規希望者がなかったため、今後の周知徹底とさらなる制度拡充を求めておきます。新潟県では、令和5年度に県内自治体が連携して、各大学に地域枠を拡大するとあります。医師確保につながることを期待しております。

6款農林水産費では、森林経営管理推進事業1,066万円で、当初予算の1,814万円の6割分の執行でありました。今後大切な事業となりますので、強力に進めていただきたいと思います。

水産資源活用産学官連携事業55万円は、予算100万円の半分の執行でありました。コロナ禍により販路拡大の催事が難しかったことは理解できます。海洋高校農水商店では、マリンドリーム能生の中にアンテナショップをオープンしました。キャビアなど付加価値の高いチョウザメや高級魚のノドグロの養殖を通じて、新商品の開発に期待しております。

7款商工費では、サテライトオフィス整備事業8,346万円は、平成24年6月以来、幾度となく議会で提案してまいりました事業であります。今回は、国のコロナ対応として、国庫支出金3,500万円を活用して、クラブハウス美山と糸魚川駅前の民間施設に整備するもので、特にクラブハウス美山の立地については意見の分かれるところではありますが、糸魚川の自然環境と四季折々の楽しみ方を紹介する工夫や二次交通の整備、ターゲットを絞った施設の利用方法など、研究とさらなる工夫が必要と考えております。加えて、福祉就労として障害者の雇用率向上につながる

サテライトオフィスのメニュー化の検討が必要と思います。

シーサイドバレースキー場1億1,681万円とシャルマン火打スキー場1億397万円の両管理運営事業は、高額な歳出であります。キャンドルサービスやかまくら祭りなど、地域と一体となった冬のイベントに工夫が見られますが、シーズン券の広域販売手法やグリーンシーズンの誘客等で取組の強化が必要と思います。

柵口温泉権現荘のコロナ感染症のリスク分担2,000万円について、令和2年度の赤字全額補填から、コロナ前の3年間の平均で算出する形に改善されたことは、一步前進ではありますが、能生町観光物産センターが権現荘の指定管理をすることで、経営を悪化させていることは、50%株主である糸魚川市の責任は重いと考えます。第三セクターの経営改善が求められます。

また、このリスク分担におきましては、建設産業常任委員会で、指定管理者の件の検討の中身の在り方をもう少し検討すべきという印象を持っております。

8款土木費では、復興まちづくりでは、にぎわいまちづくり128万円は、地元4区長から会議に参加していただいております。3年前より子供のためのまちづくりを目指している私としましては、子育て支援機能を有する施設の基本計画には大いに期待を寄せております。ただ、所管である建設産業常任委員会では、市民会議やまちづくり会議の正確な経緯を理解しているのか、いないのか、その辺が少し薄い印象を思っておりますので、行政からはしっかりと説明をしていただきたいと思っております。

バリアフリー環境整備促進事業213万円は、移動等円滑化促進方針の策定であります。市内の交通事情は、高齢者に優しいデジタル化の推進とデマンドタクシーやデマンドバス、そして、グリーンスローモビリティの導入検討など、公共交通機関の総合的な見直しが必要であります。

また、所管は異なりますが、福祉事務所の知見を生かした特徴のある交通網づくりに挑戦すべきと考えております。

10款教育費では、高校を核とした地域人材育成事業826万円は、生徒たちの問題解決能力や社会性を育む取組であり、各高校の特色をつくるよい事業と思っております。全国の小規模の自治体ほど地元高校の魅力づくりに力を入れていますので、糸魚川市も負けられないように一層の取組を期待しております。

小学校学力向上支援事業764万円には、陰山メソッドがございます。スピードと集中力を身につけるための取組として、児童自身が計算、漢字、音読をルールどおりに行うことで、自身の成長に気づけることが重要であります。そのことが自己肯定感や努力した成果・結果について、達成感を味わえるものとなるので、今後もぶれないで取り組んでいただきたいと思います。

最後に、令和3年度は、官製談合で市職員の逮捕者が出て、副市長が公職選挙法違反で送検された。入札関連では、県単価漏えいも発覚して、糸魚川市の信用が地に落ちた感が否めません。だからこそ、行政と議会は細やかに、速やかに、そして和やかに事前に情報交換を行い、いざ予算執行に当たっては、緊張感を持って、いつでも議会に正しい報告ができる体制を構築されることを期待して、令和3年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての私の賛成討論を終わります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号、令和3年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第53号、令和3年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第54号、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第55号、令和3年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第56号、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第57号、令和3年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第58号、令和3年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第59号、令和3年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第60号、令和3年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第61号、令和3年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第62号、令和3年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第9．議案第76号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第76号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第76号は、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億5,540万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3款民生費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の追加であります。

昨今の電気・ガス料金、食料品価格等の高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減のため、住民税非課税世帯や会計が急変し、収入減少により住民税が非課税相当とみなされる世帯へ、1世帯当たり5万円の給付を行うものであります。

次に、歳入につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金を充当いたします。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

議案第76号、令和4年度一般会計補正予算（第6号）をご説明いたします。

最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第76号資料、一般会計補正予算（第6号）の概要をお願いいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業につきましては、価格等の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の負担軽減のため、1世帯当たり5万円を支給するものであります。

1、支給対象世帯は、（1）世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。

(2)として、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯。家計急変世帯になります。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみから成る世帯は、対象外となります。

2、支給時期につきましては、年内の見込みで、準備が整い次第、速やかに支給を行います。

3、支給対象世帯は、5,000世帯を見込んでおります。

4、手続方法につきましては、(1)住民税非課税世帯は、確認書を送付いたしまして、返送された確認書を審査した後、給付金を支給いたします。

(2)の家計急変世帯につきましては、申請書を提出いただく手続となります。

5、財源につきましては、全額国の補助金であります。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

補正額は2億5,540万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業で、先ほど説明いたしました内容で、緊急支援給付金2億5,000万円、ほか記載の内容の事務費等で540万円を補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金で、補助率10分の10であります。

説明は、以上になります。お願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

10月18日に開催予定の当市議会議員の研修会、11月4日に開催予定の新潟県市議会議長会
20市議会議員研修会、11月11日に開催予定の糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、
11月14日に開催予定の糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会、及び11月18日に開催予定の
上越3市議会議員合同研修会に、会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派
遣いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日、通知いたします。

日程第11．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議
規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申
出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和4年第5回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。去る8月29日から本日までの長期間にわたり、決算審査をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に5点について、ご報告申し上げます。

最初に、9月13日の決算審査特別委員会でもご報告いたしましたが、来海沢区の令和4年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞について、ご報告申し上げます。

来海沢区におきましては、令和3年3月に地滑り災害が発生した際に、1人の逃げ遅れもなく確実に避難が行われたこと、避難者や地区関係者への来海沢区かわら版の配付による情報共有などの防災活動が高く評価され、このたびの受賞となりました。

今回の事例について広く周知を図り、地域防災力の向上や防災意識の高揚につなげてまいります。

2点目に、新型コロナウイルス感染症について、ご報告申し上げます。

9月25日をもって県の感染者の全数把握が終了することから、当市におきましても、配付資料のとおり、対応を変更いたします。引き続き、市民の皆様には感染対策の徹底をお願いいたしてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、5歳以上11歳以下の方への3回目接種が可能となり、9月16日から受付を開始いたしております。

また、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、12歳以上の方に、9月下旬以降、順次接種券を発送し、10月3日から市内医療機関及び集団接種会場にて接種を開始いたします。詳しくは、配付資料をご覧ください。

3点目に、ヒスイの県の石指定に向けた進捗状況について、ご報告申し上げます。

県では、ヒスイの県の石指定に際し、諮問していた検討委員会から県知事に、指定することがふさわしいと9月16日に答申がありました。

今後、県議会で承認されると、ヒスイが正式に県の石として指定されることとなります。指定後は県と協力して、県内外に広くPRするとともに、交流人口の拡大や教育における利活用等に努めてまいります。

4点目に、大糸線全線開通65周年記念事業について、ご報告申し上げます。

大糸線全線開通65周年を記念し、11月26日の土曜日、えちごトキめき鉄道、JR西日本・東日本のご協力により、リゾート列車でつながるツアーを実施いたします。

糸魚川・南小谷間をえちごトキめきリゾート雪月花、南小谷・長野間をリゾートビューふるさと、長野・糸魚川間を北陸新幹線にご乗車いただく糸魚川発着のツアーとなっております。

大糸線活性化協議会と大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の事業として実施し、今後も沿線地域一体となって利用促進に取り組んでまいります。

最後に、糸魚川市駅北大火 復興事業総合竣工式の開催について、ご報告申し上げます。

12月10日の土曜日、糸魚川市駅北大火からの復興5年間を振り返るとともに、これまでご支援・ご協力いただいた方々への感謝の式典を開催いたします。

詳細につきましては、この後ご案内させていただきますので、議員各位におかれましても、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和4年12月市議会定例会の招集日を11月28日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これをもちまして、令和4年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

〈午後3時08分閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

